

国港総第483号
令和2年12月22日

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長
(公印省略)

「工事請負標準契約書の制定について」の一部改正について

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第45号)の一部が令和2年12月25日に施行されること等に伴い、「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)を下記のとおり改正し、令和2年12月25日以降に契約を締結する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第1条～39条 (略)	第1条～39条 (略)
(国庫債務負担行為に係る契約の特則)	(国庫債務負担行為に係る契約の特則)
第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。	第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。
年度 円	年度 円
年度 円	年度 円
年度 円	年度 円
[注] 本条から第42条までは、この契約が国庫債務負担行為に基づく場合に使用する	[注] 第40条から第42条までは、この契約が国庫債務負担行為に基づく場合に使用する
2～3 (略)	2～3 (略)

第41条～第53条（略）

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一～二（略）

三 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四（略）

2～6（略）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第55条の2（A）（略）

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二（略）

3～5（略）

[注]（略）

第55条の2（B）（略）

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二（略）

三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四（略）

3～5（略）

第41条～第53条（略）

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一～二（略）

三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四（略）

2～6（略）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第55条の2（A）（略）

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二（略）

3～5（略）

[注]（略）

第55条の2（B）（略）

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二（略）

三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

四（略）

3～5（略）

仲裁合意書

(略)

発注者

受注者

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(発注者連絡先)

本件責任者及び担当者：

電話番号1：○○○-○○○-○○○○

電話番号2：○○○-○○○-○○○○

(受注者連絡先)

本件責任者及び担当者：

電話番号1：○○○-○○○-○○○○

電話番号2：○○○-○○○-○○○○

(略)

仲裁合意書

(略)

発注者

印

受注者

印

(略)